

航海当直基準の一部を改正する告示案について

平成 18 年 3 月
海事局船員労働環境課

1. 改正の背景

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）とは、海上労働の特殊性を考慮して、船員の労働保護を図り、かつ、船舶の航行の安全を確保することを目的とした法律です。船員法第 14 条の 4 において、航行の安全の確保のために船長が遵守すべき事項について省令に委任しており、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 3 条の 5 において、船長は、国土交通大臣が告示で定める基準に従って適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならないこととなっています。これを受け、航海当直基準（平成 8 年運輸省告示第 704 号）において、具体的な当直の基準を定めています。

平成 17 年 4 月 1 日より、我が国の海上運送事業をめぐる近年の厳しい経営環境等に対応して、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、同事業の活性化を促進するための改正船員法等が施行されたところです。同法改正のための検討を行っていた内航船乗組み制度検討会の最終報告（平成 15 年 12 月 9 日）においては、甲板部員であって航海当直を行う者のうち少なくとも一人は海技免状（6 級海技士（航海）以上）受有者でなければならないとすることをしていました。しかし、海技免状を受有する甲板部員が十分に存在しないという実態を踏まえ、当該措置については、改正船員法の施行から 1 年間の猶予期間を設けることとしていたところです。

今般、上記猶予期間が終了することから、平成 18 年 4 月 1 日より、甲板部の航海当直者について、6 級海技士（航海）以上の海技免状の受有を義務付けることとします。

2. 改正の概要

漁船以外の船舶の甲板部における当直を行う者のうち少なくとも一人は、6 級海技士（航海）以上の資格の海技免状を有する者でなければならないこととします。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成 18 年 3 月下旬

施 行：平成 18 年 4 月 1 日